

あん摩マッサージ・鍼灸療養費審査担当者 各位

療養費支給申請書に関する計算方法につきまして

令和4年6月施術分より適用される「療養費の一部改訂」におきまして、令和4年5月31日に厚生労働省保険局医療課から通達がございました以下の疑義解釈資料、

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について、の問47において「**施術管理者が患者等から支払いを受ける一部負担金の金額は、1円未満の金額について四捨五入を行い1円単位で計算すること**」が新しく明記されたことを受けて金額計算を以下のように行っております。

<請求金額の端数計算方法>

保険請求額 … 療養費総額 × (10割 - 利用者負担率) (1円未満切り捨て)
一部負担金 … 療養費合計 × 利用者負担額 (1円未満四捨五入)

請求金額に関しては、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」の附則(昭和三十三年三月三十一日政令第五十八号)の3に基づいております。

例) 療養費総額 10,048円、保険負担率7割、自己負担率3割の場合

合 計	10,048円
一 部 負 担 金 (1割・2割・3割)	3,014円
請 求 額	7,033円

○保険請求額 = 療養費総額 × 7割 = 7,033.6円 端数処理後：7,033円

○一部負担金 = 療養費総額 × 3割 = 3,014.4円 端数処理後：3,014円

この場合、療養費総額との差額 -1円が発生します。

※このような療養費の総額との差額は、鍼灸の施術かつ電療料の算定を行う場合にのみ発生する可能性があることをご承知おきください。

敬具